

第7回総務文教小委員会 次第

日 時： 平成16年3月25日（木） 午後2時00分から

会 場： 一宮市役所 2階 大会議室

1 開 会

2 議 題

(1)協議事項

協議総文第24号 一般職の職員の身分の取扱いについて (資料1)

協議総文第25号 慣行の取扱いについて (資料2)

協議総文第26号 広報広聴関係事業について(その2) (資料3)

(2)提案事項

協議総文第27号 学校教育事業について(その2) (資料4)

3 その他

総務文教小委員会の日程について (資料5)

4 閉 会

一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目第10号）

一般職の職員の身分の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	一般職の職員の身分の取扱い
調整方針	<p>(1) 尾西市、木曾川町及び尾西地方特定公共下水道管理組合の一般職の職員は、すべて一宮市の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 尾西市、木曾川町及び尾西地方特定公共下水道管理組合の一般職の職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、一宮市の職員と不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。なお、給料については、現給を保証する。</p> <p>(3) 職員数については、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。</p> <p>(4) 一般職の職員の職名、職階等は3市町の長が別に協議して定めるものとする。</p>

協議状況	
提案	平成16年 2月25日
協議	平成16年 3月25日
確認	平成 年 月 日

慣行の取扱いについて（協定項目第19号）

慣行の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	慣行の取扱い
調整方針	慣行の取扱いについては、原則として新市において検討するものとする。ただし、市章については、一宮市の市章とするものとする。

協議状況	
提案	平成16年 2月25日
協議	平成16年 3月25日
確認	平成 年 月 日

広報広聴関係事業について（協定項目第23-4号）

広報広聴関係事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	広報広聴関係事業（その2）
調整方針	<p>広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努めるものとする。</p> <p>また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図る。</p>

協議状況	
提案	平成16年 3月25日
協議	平成16年 3月25日
確認	平成 年 月 日

学校教育事業について（協定項目第23－25号）

学校教育事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	学校教育事業（その2）
調整方針	<p>(1) 少人数学級及び少人数指導については、一宮市・尾西市の方式とする。ただし、木曽川町においては、平成18年度まで現行の方式とするものとする。</p> <p>(2) 自然教室推進事業については、学校行事として位置づけ、各学校の実態に合わせて実施し、公費負担は廃止するものとする。</p>

協議状況	
提案	平成16年 3月25日
協議	平成 年 月 日
確認	平成 年 月 日

総務文教小委員会の日程について

今後予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
8	4月28日(水) 午後2時	木曾川町役場3階 大委員会室

協 議 附 属 資 料

<協議総文第26号 23-4 広報広聴関係事業(その2)>

平成16年3月25日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

総務文教小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協議項目	広報広聴関係事業（その2）			
調整方針(案)	広報誌等の広報事業については、原則として一宮市の制度に合わせ、引き続き情報の提供に努めるものとする。 また、広聴事業については、直接市民から市政に関する意見を聴く方法を検討するなど合併後も充実を図る。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
広報	1 発行日 月2回(1日・15日) 2 14年度平均発行部数 96,313部 3 平均単価 22.27円 *発行日の前日(開庁日)に本庁と出張所納品、町内会には発行日に配布。	1 発行日 月2回(1日・15日) 2 14年度平均発行部数 20,200部 3 平均単価 28.12円 *発行日の2日前に本庁と一部施設に納品、町内会には本庁配達後各区長へ配布。発行日には各家庭に届くようにする。	1 発行日 月1回(5日) 2 14年度平均発行部数 10,200部 3 平均単価 81.4円 *発行日の前日に本庁に納品。町内会には発行日の前日に配布。	一宮市の制度に合わせる。 (変更点) 月2回→月1回(発行日は1日) *前月25日に各町会長宛配布

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 企画分科会

協議項目	広報広聴関係事業		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13. 5. 1	広報広聴事業については、以下のとおりとする。 (1) 広報紙等の広報事業については、合併時に統合し、引き続き情報の提供に努めるものとする。 (2) 市民提案制度等の広聴事業については、合併後速やかに充実を図るものとする。
	新居浜市	H15. 4. 1	広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

協 議 附 属 資 料

<協議総文第27号 23-25 学校教育事業(その2)>

平成16年3月25日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会

総務文教小委員会

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 学校教育分科会

協議項目	学校教育事業（その2）			
調整方針（案）	<p>(1) 少人数学級及び少人数指導については、一宮市・尾西市の方式とする。ただし、木曾川町においては、平成18年度まで現行の方式とするものとする。</p> <p>(2) 自然教室推進事業については、学校行事として位置づけ、各学校の実態に合わせて実施し、公費負担は廃止するものとする。</p>			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 少人数学級及び少人数指導	<p>○少人数学級(平成15年度から実施)</p> <p>【対象者】 小学校1年生において33人学級を実施</p> <p>【運営方法】</p> <p>①40人学級と比較し、増加クラス分を校務、教務主任が担任。 (14校にて実施)</p> <p>②校務、教務主任の担任となるクラスの補助者として非常勤講師を市単独で配置。 (採用人数18人)</p> <p>○少人数指導(平成13年度から実施)</p> <p>(1)国の「第7次 公立義務教育諸学校教職員改善計画」を受けて実施。</p> <p>【対象科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 主に国語・算数・理科 ・中学校 主に英語・数学・理科 <p>【運営方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任とのチームティーチング等により実施。 <p>※各学校の実情に合わせて、学校裁量にて実施。</p> <p>(2)市町単独の少人数指導</p> <p>平成14年度から非常勤講師を市独自で派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 42人採用 ・中学校 なし 	<p>○少人数学級(平成15年度から実施)</p> <p>【対象者】 小学校1年生において33人学級を実施</p> <p>【運営方法】</p> <p>①40人学級と比較し、増加クラス分を校務、教務主任が担任。 (4校にて実施)</p> <p>②校務、教務主任の担任となるクラスの補助者として非常勤講師を市単独で配置。 (採用人数4人)</p> <p>○少人数指導(平成13年度から実施)</p> <p>(1)国の「第7次 公立義務教育諸学校教職員改善計画」を受けて実施。</p> <p>【対象科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 主に国語・算数・理科 ・中学校 主に英語・数学・理科 <p>【運営方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任とのチームティーチング等により実施。 <p>※各学校の実情に合わせて、学校裁量にて実施。</p> <p>(2)市町単独の少人数指導</p> <p>平成15年度から非常勤講師を市独自で派遣。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 7人採用 ・中学校 なし 	<p>○少人数学級(平成15年度から実施)</p> <p>【対象者】 小中学校の全学級で35人学級を実施</p> <p>【運営方法】</p> <p>①40人学級と比較し、増加クラス分を校務、教務主任、専科教員が担任。 (3校にて実施)</p> <p>②校務、教務主任の担任となるクラスの補助者として非常勤講師を町単独で配置。 (採用人数8人)</p> <p>○少人数指導(平成13年度から実施)</p> <p>(1)国の「第7次 公立義務教育諸学校教職員改善計画」を受けて実施。</p> <p>【対象科目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 主に国語・算数・理科 ・中学校 主に英語・数学・理科 <p>【運営方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任とのチームティーチング等により実施。 <p>※各学校の実情に合わせて、学校裁量にて実施。</p> <p>(2)市町単独の少人数指導</p> <p>町独自の採用はなし。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校 なし ・中学校 なし 	<p>一宮市・尾西市の方式とする。ただし、木曾川町においては、平成18年度まで現行の方式とするものとする。</p>

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
2. 学級経営補助者活用事業			小学校1年の全学級(10クラス)に学級経営補助者を置き、担任が行う児童の世話、清掃、給食指導等を補助する。 ※平成16年度までの時限事業 (平成15年度実績 10人)	合併時に廃止するものとする。
3. 自然教室推進事業	○自然体験教室(学校行事) 【対象者】 小学5年、中学2年生 【日 程】 2泊3日 【行き先】 各学校で計画・実施 【負 担】 公費負担なし ※浅井中、北方中、萩原中、西成東部中においては、中学校1年生も実施。 (平成15年度実績)	○自然教室推進事業(市事業) 【対象者】 中学1年生 【日 程】 3泊4日 【行き先】 立山少年自然の家 【負 担】 費用の1/3を公費負担 ただし、限度額5,000円 ○野外教室活動(学校行事) 【対象者】 小学5年 【日 程】 1泊2日 【行き先】 各学校で計画・実施 【負 担】 公費負担なし ※第二中、第三中においては、中学校2年生も実施。 公費負担なし。 (平成15年度実績)	○自然教室推進事業(町事業) 【対象者】 小学5年、中学2年生 【日 程】 小学生1泊2日 中学生2泊3日 【行き先】 (小学生) 少年自然の家(岐阜県内) (中学生) 美浜少年自然の家 【負 担】 食事代以外を公費負担	自然教室推進事業については、学校行事として位置づけ、各学校の実態に合わせて実施し、公費負担は廃止するものとする。
4. 修学旅行	○修学旅行 【対象者】 小学6年、中学3年生 【日 程】 小学生1泊2日 中学生2泊3日 【行き先】 各学校で計画・実施 【負 担】 公費負担なし	○修学旅行 【対象者】 小学6年、中学3年生 【日 程】 小学生1泊2日 中学生2泊3日 【行き先】 各学校で計画・実施 【負 担】 公費負担なし	○修学旅行 【対象者】 小学6年、中学3年生 【日 程】 小学生1泊2日 中学生2泊3日 【行き先】 各学校で計画・実施 【負 担】 小学生 800円/人 中学生 1,600円/人	修学旅行については、公費負担を廃止するものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 学校教育分科会

協議項目	学校教育事業（その2）		
先進事例	市町村名	合併期日	調 整 方 針
	さいたま市	H13. 5. 1	学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。
	新居浜市	H15. 4. 1	(1) 学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。 (2) 別子山村の奨学資金貸付基金については、新居浜市の奨学資金貸付基金に統合し、別子山村の奨学資金制度については、新居浜市の奨学資金制度に統一するものとする。ただし、合併前に別子山村の奨学金の貸付けの決定を受けている者の貸付け及び返還については、従前の例によるものとする。 (3) 別子山村の福祉奨学給付金制度については、合併以後5年間存続、以降廃止するものとする。 (4) 学校給食については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
	静岡市	H15. 4. 1	学校教育については、教育環境の充実を図るよう調整するものとする。なお、学校給食については、当面現行のとおりとする。
	新発田市	H15. 7. 7	ア、通学区域については、平成15年度は現行どおりとし、合併後、新たに通学区域審議会を設置し新市の通学区域の見直しを行う。 イ、小・中学校の給食及び給食原材料保存用食品代補助については、平成15年度は現行どおりとし平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。 ウ、豊浦町の中学校自転車通学ヘルメット購入費助成事業については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。 エ、小・中学校クラブ活動補助金については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度以降については、合併後、新市で調整する。 オ、適応指導教室については、平成15年度は、現行どおりとし、平成16年度から新発田市の制度を適用する。
	田原市	H15. 8. 20	学校教育に関する各種事務事業については、田原町の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 学校教育分科会

協議項目	学校教育事業（その2）																																
参 考 資 料	<p>◆学級数に係る基本的制度◆</p> <p>(1) 公立小・中学校等の学級定員の基準 1学級の児童・生徒数 40人（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条第2項） ※これを基本に教職員の定数を配置</p> <p>(2) 教職員の定数 ・県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第41条第1項） ・県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、県費負担教職員定数の範囲内で、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の意見をきいて定める。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第41条第2項）</p> <p style="text-align: center;">【教職員の配置イメージ】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">校長</td> <td style="text-align: center;">養護教諭</td> <td style="text-align: center;">教頭</td> <td style="text-align: center;">教務主任</td> <td style="text-align: center;">校務主任</td> <td style="text-align: center;">学級担任等</td> <td style="text-align: center;">少人数指導等</td> <td style="text-align: center;">非常勤講師</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(少人数指導) (少人数学級)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">標準学級数(40人)による定数(学級対応教員)</td> <td style="text-align: center;">加配分</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">県の任用</td> <td style="text-align: center;">市単独で雇用</td> </tr> </table> <p>(3) 教職員の任命権者 市町村立学校の県費負担教職員の任命権者は、その給与を負担する都道府県の教育委員会である。 （地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第37条第1項）</p> <p>(4) 教職員の研修 ・職員の研修は任命権者が行う。（地方公務員法 第39条第2項） ・県費負担教職員の研修は、市町村教育委員会も行うことができる。また、市町村教育委員会は都道府県教育委員会が行う研修に協力しなければならない。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第45条第1・2項）</p>	校長	養護教諭	教頭	教務主任	校務主任	学級担任等	少人数指導等	非常勤講師	1人	1人	1人	1人	1人			(少人数指導) (少人数学級)	標準学級数(40人)による定数(学級対応教員)						加配分		県の任用							市単独で雇用
	校長	養護教諭	教頭	教務主任	校務主任	学級担任等	少人数指導等	非常勤講師																									
1人	1人	1人	1人	1人			(少人数指導) (少人数学級)																										
標準学級数(40人)による定数(学級対応教員)						加配分																											
県の任用							市単独で雇用																										

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

協議項目	学校教育事業（その2）
参考資料	<p>(5) 給与の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立学校の教職員の給料、諸手当、旅費等は都道府県の負担とする。（市町村立学校職員給与負担法 第1条） ・公立義務教育諸学校の教職員の給料その他の給与(旅費等を除く)等の実支出額の1/2を国庫負担する。（義務教育費国庫負担法 第2条） <p>◆少人数学級・少人数指導について◆</p> <p>(1) 法の改正（平成13年改正）</p> <p>公立の義務教育諸学校の学級編制について、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、標準により定めた数(40人学級)を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条第2項）</p> <p>(2) 国の規制緩和（平成16年度から）</p> <p>「総額裁量制」の導入</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>○総額裁量制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・国が教職員給与の1/2を負担 ・教職員定数、給料・諸手当にそれぞれに上限を設定。 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 150px; margin: 10px auto;"> 各都道府県の裁量の余地は狭い。 </div> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 20px;">→</div> <div style="text-align: center;"> <p>○総額裁量制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・国が教職員給与の1/2を負担 ・都道府県が給与、教職員の配置を自主的に決定。 </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: 150px; margin: 10px auto;"> 国庫負担の総額は定められているが、その使い道は都道府県の裁量に委ねられているため、少人数学級等が実現しやすくなる。 </div> </div> </div> <p>(3) 愛知県の取り組み</p> <p>(2)の国の規制緩和を受け、平成16年度から小学1年生を対象に希望する学校のみ研究指定校とし35人学級を実施。</p>

一宮市・尾西市・木曽川町合併協議会の調整内容

協 議 項 目	学校教育事業（その2）																					
参 考 資 料	<p style="text-align: center;">(4) 少人数学級の実施状況（平成15年度実績）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">市 町 村 名</th> <th style="width: 20%;">対 象 学 年</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 古 屋 市</td> <td>小学校1年</td> <td>34人以下の学級編成</td> </tr> <tr> <td>一 宮 市</td> <td>小学校1年</td> <td>33人以下の学級編成</td> </tr> <tr> <td>尾 西 市</td> <td>小学校1年</td> <td>33人以下の学級編成</td> </tr> <tr> <td>犬 山 市</td> <td>小学校1年・4年・6年</td> <td>モデル校を指定し、30人程度の学級編成</td> </tr> <tr> <td>安 城 市</td> <td>小学校1年</td> <td>30人以下の学級編成</td> </tr> <tr> <td>木 曽 川 町</td> <td>小・中学校全学年</td> <td>35人以下の学級編成</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※愛知県において、87自治体中6自治体で実施。</p>	市 町 村 名	対 象 学 年	内 容	名 古 屋 市	小学校1年	34人以下の学級編成	一 宮 市	小学校1年	33人以下の学級編成	尾 西 市	小学校1年	33人以下の学級編成	犬 山 市	小学校1年・4年・6年	モデル校を指定し、30人程度の学級編成	安 城 市	小学校1年	30人以下の学級編成	木 曽 川 町	小・中学校全学年	35人以下の学級編成
市 町 村 名	対 象 学 年	内 容																				
名 古 屋 市	小学校1年	34人以下の学級編成																				
一 宮 市	小学校1年	33人以下の学級編成																				
尾 西 市	小学校1年	33人以下の学級編成																				
犬 山 市	小学校1年・4年・6年	モデル校を指定し、30人程度の学級編成																				
安 城 市	小学校1年	30人以下の学級編成																				
木 曽 川 町	小・中学校全学年	35人以下の学級編成																				

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

総務文教部会 学校教育分科会

協議項目	学校教育事業（その2）									
関係法令	<p>◎公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(抄) (学級編制の標準) 第3条 1 《略》 2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の一学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る一学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。</p> <table border="1" data-bbox="551 579 1762 748"> <thead> <tr> <th>学 校 の 種 類</th> <th>学 級 編 制 の 区 分</th> <th>一学級の児童又は生徒の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>同学年の児童で編制する学級</td> <td>40人</td> </tr> <tr> <td>中学校 (中等教育学校の前期課程を含む。)</td> <td>同学年の生徒で編制する学級</td> <td>40人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(一部抜粋)</p>	学 校 の 種 類	学 級 編 制 の 区 分	一学級の児童又は生徒の数	小学校	同学年の児童で編制する学級	40人	中学校 (中等教育学校の前期課程を含む。)	同学年の生徒で編制する学級	40人
	学 校 の 種 類	学 級 編 制 の 区 分	一学級の児童又は生徒の数							
小学校	同学年の児童で編制する学級	40人								
中学校 (中等教育学校の前期課程を含む。)	同学年の生徒で編制する学級	40人								
<p>◎地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄) 市町村立学校の教職員 (任命権者) 第37条 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。 2 《略》 (県費負担教職員の定数) 第41条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。 2 県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県委員会が市町村委員会の意見をきいて定める。 (研修) 第45条 県費負担教職員の研修は、地方公務員法第39条第2項の規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。 2 市町村委員会は、都道府県委員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。</p>										

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整内容

協議項目	学校教育事業（その2）
関係法令	<p>◎地方公務員法(抄) (研修) 第39条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。 2 前項の研修は、任命権者が行うものとする。 3 《略》</p> <p>◎市町村立学校職員給与負担法(抄) 第1条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校及び養護学校の校長 ～ 中略 ～ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第2条第3項の政令で定める者をいう。以下同じ。）の給料、～ 中略 ～ の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。</p> <p>◎義務教育費国庫負担法(抄) (この法律の目的) 第1条 この法律は、義務教育について、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とする。</p> <p>(教職員の給与及び報酬等に要する経費等の国庫負担) 第2条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校及び聾学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の2分の1を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。 1. 市（特別区を含む。）町村立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に掲げる職員の給料その他の給与（退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）及び報酬等に要する経費（以下「教職員の給与及び報酬等に要する経費」という。） 2 《略》 3 《略》</p>